

地方公共団体の PPP/PFI 案件形成の取組を後押しします ～令和2年度 PPP/PFI 推進に資する支援措置 支援対象の募集を開始～

- 内閣府では、公共施設の整備等に関する事業を効率的かつ効果的に進めるとともに、新たなビジネス機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくことなどを目的に、PPP(Public Private Partnership)／PFI(Private Finance Initiative)を推進しており、地方公共団体等を対象とした支援を実施しています。
- 本日より、以下の①～④の支援措置について、令和2年度の支援の対象となる地方公共団体等の募集を開始いたします。

1. PPP/PFI 推進に資する支援措置

① 地域プラットフォーム形成支援

地域における PPP/PFI 案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場（地域プラットフォーム）の立ち上げや運営を支援します。地域プラットフォームに寄せられる案件候補情報のうち、他の地方公共団体への横展開の可能性が高いものについては、サウンディング調査はじめ案件形成に資する支援を併せて実施します。

② 優先的検討規程運用支援

PPP/PFI 手法の適用を従来手法に優先して検討する規程の策定や、規程を運用して具体の事業を PPP/PFI にて進捗させる過程を支援します。

③ 民間提案活用支援

PFI 法に基づく民間提案の制度を活用し、民間事業者のアイデアや能力を導入する事業に対して、公募、受付、評価、活用検討等の取組を一連で支援します。

④ 高度専門家による課題検討支援

コンセッション事業、収益型事業、公的不動産利活用事業、複数の所管に関わる包括的民間委託等の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律・会計・税務・金融等の高度な専門的知識を有する専門家による助言や情報提供等の支援を実施します。

2. 募集期間

令和2年1月30日（木）～3月19日（木）

※ 本募集については、令和2年度予算案が成立した場合に支援（執行）が可能となるものであり、国会における審議の状況によっては、その内容、日程等を変更する場合があります。支援の詳細につきましては、以下のURLをご確認ください。【掲載先 URL : https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/r2/r2_index.html】

※ 本支援対象の募集のほか、地域の関係者が集まり主体的に具体的な PPP/PFI の案件形成等を目指す「PPP/PFI 地域プラットフォームの協定制度」の第2次協定先を国土交通省と協同して募集中です。こちらを活用しての PPP/PFI 案件形成支援も可能ですので、ご参照ください。

【掲載先 URL : https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/pf_kyoutei/pf_kyoutei_index.html】

【お問合せ先】

内閣府 民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI 推進室） 草野、永谷、潮（うしお）

TEL : 03-6257-1655 FAX : 03-3581-9682

令和2年度 PPP／PFI推進に資する支援措置(案)

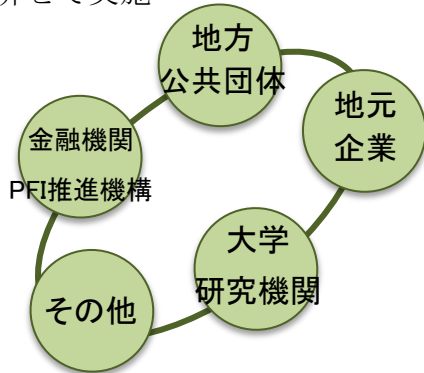
支援①～④の募集期間は令和2年1月30日～3月19日。支援期間は令和2年度内を予定。

※本募集については、令和2年度予算案が成立した場合に支援(執行)が可能となるものであり、国会における審議の状況によっては、支援の内容、日程等を変更する場合があります。

① 地域プラットフォーム形成支援

地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場(地域プラットフォーム)の立ち上げや運営を支援

地域プラットフォームに寄せられる案件候補情報のうち、横展開の可能性が高いものについては、サウンディング調査はじめ案件形成に資する支援を併せて実施



地域プラットフォーム形成支援のほか、「PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度」の活用により、地方公共団体のPPP/PFI案件形成に対する支援が可能

② 優先的検討規程運用支援

PPP/PFI手法の適用を、従来型手法に優先して検討する「優先的検討規程」の策定や、規程を運用して具体の事業をPPP/PFI手法にて進捗させる過程を支援

(地方公共団体の人口規模は問いません)

③ 民間提案活用支援

PPP/PFI事業の実施にあたり、PFI法に基づく民間提案の制度を活用し、民間事業者のアイデアや能力を導入する事業に対して、公募、受付、評価、活用検討等の取組を一連で支援

④ 高度専門家による課題検討支援

コンサルティング事業、収益型事業、公的不動産利活用事業、複数の所管に関わる包括的民間委託等の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する専門家による助言や情報提供等の支援を実施

※本支援措置における具体的なPPP/PFI案件形成については、いずれの支援措置においても、『事業化前』段階のものが対象となります

PPP/PFI案件形成の流れ

